

特記仕様書（案）

1 業務名称

連続立体交差事業に関する調査検討業務委託

2 事業概要

JR片町線東西線連続立体交差事業は、事業延長約1.3kmの範囲において鉄道の地下化により、地域分断を解消するとともに、3箇所の踏切を除却し、広域交通ネットワークの形成（幹線道路機能の強化）などを図ることを目的としている。

本事業は平成26年から事業休止となっていたが、近年は京橋駅周辺における民間開発やまちづくりの機運が高まってきており、令和7年5月に「大阪城公園周辺地域まちづくり方針」が策定され、同方針の中で本事業が基盤整備の一つとして位置づけられていることを受け、令和8年度から事業を再開し、設計・検討を進めていく予定である。

南海高野線の立体交差化は、南海高野線のうち大阪市区間の約3.4kmの範囲において立体交差化を行うものであり、南海高野線の自動車及び歩行者のボトルネックとなっている住吉区内の踏切除却や道路交通円滑化、地域分断の解消などを目的としており、地元や議会からも早期の事業化を求められている。

3. 業務内容（2か年契約を想定）

3-1 JR片町線・東西線連続立体交差事業にかかる調査検討

（1）鉄道事業者負担金の算定に関する検討

地下化の場合、地上部分の利用方法によって受益額が大幅に変わることなどの理由から、都市計画事業施行者と鉄道事業者とが受益、受損額を積み上げて別途協議して定めることになっている。京橋駅周辺地域については、上述の「大阪城公園周辺地域まちづくり方針」に基づいて、今後まちづくりを進めていく予定である。

このような背景を踏まえ、まちづくりの観点も踏まえながら鉄道事業者負担額の算定方法を検討し、概算額を算出すること。併せて鉄道事業者からの鉄道負担金提示額の妥当性についても検証すること。

（2）用地取得スキームの検討

事業に必要な用地を確保する方法としては、連続立体交差事業による用地買収方式と土地区画整理事業等による換地方式または、沿道整備街路事業などの手法が考えられる。そこで、本事業にて各々の方式で事業を行う場合のケーススタディを検証すること。また、事業全体のスケジュールに与える影響や、工事の施工計画を踏まえた用地買収の手順等についても検討すること。

併せて、連立事業に伴う都市計画事業施行者と鉄道事業者の用地交換案を検討すること。

(3) 鉄道事業者作成の検討資料の精査

鉄道事業者が検討した内容について、都市側の計画との整合性を図りながら、都市側の視点から検討内容の妥当性を検証すること。

(4) 環境影響評価手続きに係る資料作成

大阪市環境影響評価条例に基づく対象事業及び規模においては、“鉄道又は軌道の場合は区間延長 3km 以上が対象事業”となっていることから、当該事業（延長約 1.3km）は、法的な環境影響評価としては対象外事業となるが、連続立体交差事業は大規模事業であり、周囲に大きな影響を与えることが予想されるため、条例に定められた調査と同程度の調査を行う必要がある。

上記を踏まえ、過年度に作成した環境影響評価方法書（案）の内容を踏まえた調査や、その他協議により必要とされる各種資料の作成を行うこと。

- ① 環境影響評価方法書（案）の縦覧に向けた調整
- ② 現況調査の実施

表 資料調査の内容

調査項目	調査内容	調査方法（資料名）
大気質	○大気質の状況 二酸化窒素・浮遊粒子状物質(測定結果、環境基準の達成状況等) ○気象の状況 風向・風速、日射量、雲量等	「大阪市環境白書」、気象台及び大気汚染常時監視測定局のデータ収集等
地下水	○地下水汚染とその可能性の有無	「大阪市環境白書」、事業計画地及びその周辺の地下水汚染状況等
土壌	○土壌汚染とその可能性の有無	「大阪市環境白書」、事業計画地及びその周辺の土地利用履歴等
騒音	○騒音の状況 測定結果、環境基準達成状況、苦情件数等	「大阪市環境白書」等
振動	○振動の状況 測定結果、苦情件数等	「大阪市環境白書」等
低周波音	○低周波音の状況 測定結果、苦情件数等	「大阪市環境白書」等
地盤沈下	○地盤沈下の状況	「大阪市環境白書」等
廃棄物・残土	○廃棄物の種類、量、再生利用等の状況	「大阪市環境白書」等
景観	○景観の状況	「大阪市都市景観資源リスト」等
文化財	○埋蔵文化財の状況	「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書」等
温室効果ガス	○温室効果ガス排出の状況	「大阪市環境白書」等

表 現地調査の内容

調査項目		調査方法	調査時期及び頻度	調査地点及び範囲
騒音	環境騒音	[JIS Z8731 環境騒音の表示・測定方法]に準拠	1回(平日・休日) 24時間	事業計画地周辺2地点
	道路交通騒音			事業計画地周辺の工事関連車両主要通行ルートに沿道4地点
	鉄軌道騒音			JR片町線路線周辺の2地点
振動	環境振動	[JIS Z8735 振動レベルの測定方法]に準拠	1回(平日・休日) 24時間	事業計画地周辺2地点
	道路交通振動	「振動規制法施行規則別表第2備考」(昭和51年総理府令第58号)に定める方法		事業計画地周辺の工事関連車両主要通行ルートに沿道4地点
	鉄軌道振動	「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年環大特第32号)の評価方法に基づく調査方法		JR片町線路線周辺の2地点
	地盤卓越振動数	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年国土交通省国土技術政策総合研究所)等による方法	10回 (大型車単独走行時)	事業計画地周辺の工事関連車両主要通行ルートに沿道4地点
交通量	車種別時間別 方向別交通量 自動車走行速度	カウンターによる手動計測法、一定区間の走行所要時間を計測	1回(平日・休日) 24時間	事業計画地周辺の工事関連車両主要通行ルートに沿道4地点
低周波音	低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に定める方法等	1回(平日・休日) 24時間	JR片町線路線周辺の2地点
景観	眺望点からの眺望景観	写真撮影、現地踏査	景観を適切に把握できる時期	事業計画地周辺2地点

(5) 交通影響検討

本事業の施工にあたっては、道路の交通規制が必要になり、地域交通への影響が予想されるため、鉄道事業者との協議結果を踏まえながら、交通規制時におけるマクロシミュレーションを実施し、交通影響を検討すること。なお、交通規制箇所付近に踏切があるため、この踏切遮断による影響も考慮した検討とし、踏切遮断による影響を再現する手法についてもあわせて提案すること。

上記を検討するにあたっては、現況交通量配分を実施し、現況再現性を確認すること。そのうえで、交通規制3パターン及び交通規制無しの計4ケースの将来交通量配分を実施し、交通規制による交通影響を把握すること。配分手法については、BPR関数を用いた分割・転換率併用配分手法による実施を想定している。

- ① 現況交通量配分
- ② 将来交通量配分（4ケース）
- ③ 交通影響検討

また上記検討結果を踏まえ、課題抽出・分析を行い、対策案を立案すること。

(6) 交通量調査

(6-1) 調査箇所

(5)の検討における現況再現性検証及び交通規制時の影響検討に必要と想定される交通量調査箇所について提案すること。現在想定している交通実態調査は以下のとおりであるが、検討結果を踏まえて増減できるものとし、設計変更の対象とする。

- ・交差点箇所 15箇所（交差点方向別交通量・渋滞滞留長・信号現示・平日24時間）
- ・踏切箇所 1箇所（方向別交通量・渋滞滞留長・踏切遮断時間・平日24時間）

(6-2) 調査日

調査（平日）の観測日は、秋季（9月～11月）の中の1日で火曜日、水曜日及び木曜日（祝日の前後を除く）のいずれかの日に観測する。観測日については監督職員と協議のうえ、決定することとする。

なお、台風等の異常気象の場合や、その他通常と異なる交通状態が予想される場合は、監督職員の指示によるものとする。

(6-3) 調査時間帯

各調査の観測時間帯は次のとおりとする。

調査区分	観測時間帯
平日24時間交通量調査	午前7時から翌午前7時

(6-4) 調査方法

調査は、人による計測または可搬式カメラを使用し、1時間ごとに通過する車両数を上り下りや車種（大型車・小型車）別に撮影し、その映像を人が目視で観測する。自転車については、通行位置別（車道/歩道）に区分すること。

また、カメラを用いる場合の設置場所については、道路状況を確認し、監督職員と協議のうえ、決定することとする。担当員は、調査が円滑に進行するように努め、監督職員へ調査方法等を説明して事前承諾を得ることとする。

◎調査種別

種別	内容
歩行者類	隊列、葬列を除く
自転車類	車いす、小児用の車は歩行者とする
動力付き二輪車類	自動二輪車、原動機付自転車
小型車	乗用車 ナンバー5（黄と黒のプレート） ナンバー3、8（小型プレート） ナンバー3、5、7
	小型貨物車 ナンバー4（黄と黒のプレート） ナンバー3、6（小型プレート） ナンバー4、6
大型車	バス ナンバー2
	普通貨物車 ナンバー1 ナンバー8、9、10

(7) 埋設インフラへの対応・検討および関係者との協議・調整支援

連立事業は、埋設インフラとの干渉が課題となるため、対策立案を検討すること。またこれらを踏まえて、関係者との協議に係る資料の作成・整理など、必要となる支援を行うこと。

(8) 都市計画手続きに係る資料作成

本事業は着工準備採択を経て、今後事業認可の取得などの諸手続きを進めていく必要があるため、都市計画手続きに必要な法定図書案を作成することとする。なお、都市計画素案については、連続立体交差事業の関連事業として位置付ける事業を選定するとともに、駅周辺まちづくり計画との調整・整合を図りながら、計画策定を行うものとする。

また、住民等への情報発信については、適切な発信時期・手段（住民説明会・パブリックコメント等）を想定し、関係機関等との調整を図りながら情報発信できる具体的な内容について精査し、広く情報発信することを前提として、わかりやすい資料としてとりまとめること。（例：事業パンフレットやVRを活用した資料・動画などの作成）

3-2 南海高野線連続立体交差事業にかかる調査検討

(1) 現況調査

過年度に検討した内容について整理するとともに、沿線まちづくりの方向性を検証し、実現方策を検討するうえで必要となる追加調査を行うこと。

資料作成にあたって、公共公益施設、商業施設等の配置、集合住宅、密集市街地等、土地利用に関わる施設の現状課題について整理するとともに、沿線周辺において、街の基盤を形成する道路整備状況（道路率、防災避難地への避難路、通学路等、地区内の道路整備状況）を把握し、改善すべき課題を抽出すること。

あわせて、各駅（帝塚山駅、住吉東駅、沢ノ町駅、我孫子前駅）の利用状況（歩行者、自転車、自動車等）を把握するために、駅周辺における鉄道利用状況調査を実施し、現状課題について取りまとめること。

(2) 都市計画の総合検討

現況調査における課題を踏まえて、沿線周辺における連続立体交差事業の必要性とその効果について検討すること。

(2-1) 連立区間各案の比較検討

費用対効果や地元要望の観点から連立事業区間の検討を行う。検討案は鉄道事業者と協議して3案を抽出し、比較検討資料として取り纏める。以下に3案の例を示す。

- ① 4駅を立体交差化（帝塚山駅、住吉東駅、沢ノ町駅、我孫子前駅）
- ② 3駅を立体交差化（住吉東駅、沢ノ町駅、我孫子前駅）
- ③ 2駅を立体交差化（沢ノ町駅、我孫子前駅）

(2-2) 側道計画の立案

(2-1)で抽出した3案について、鉄道事業者の検討結果に基づき側道計画を行い、地区内道路ネットワーク上の課題等を踏まえて比較検討を行う。

(2-3) 阪堺電気軌道交差部の検討

阪堺電気軌道の地平化について、まちづくりの観点、地区内道路ネットワークの観点、阪堺電気軌道との協議結果（運休期間やそれに伴う影響）等を踏まえ、実現可能性について検討する。

(2-4) 費用便益分析

(2-1)で抽出した3案について、連立事業による直接便益額の算定を行い、鉄道事業者が算定した概算事業費による費用効果分析を行い、最適な事業区間の選定を行うこと。また、必要に応じて基本三便益以外の追加便益も加えて費用便益分析を行う。

(3) 関連事業計画等検討

連立事業と同時に実施することが望ましい関連都市計画、関連事業計画（例：駅前広場、区画整理事業等）を（1）現況調査の結果を踏まえて抽出するとともに、課題等を整理すること。

(4) 総合アセスメント調査

(4-1) 事業効果調査

(2) で抽出した最適案を対象に、連立事業によって生じる効果について、様々な項目ごとに整理すること。

- ①踏切事故の解消効果
- ②道路交通の円滑化効果
- ③側道整備による側道利用効果
- ④駅機能の向上効果
- ⑤鉄道空間、側道空間の利用可能性増大効果
- ⑥駅周辺市街地の土地利用可能性増大効果
- ⑦関連事業誘発効果

(4-2) 環境調査

検討区間全体を対象に、周辺環境への影響について下記項目の予測検討を行う。箇所数はそれぞれ3断面の想定とするが、箇所数および具体的な地点は監督職員と協議のうえ決定するものとする。

- ①騒音
- ②日照
- ③電波障害

(5) 基本設計

(5-1) 将来目標の設定

現況調査結果を踏まえ、沿線まちづくりの基本的な方向性を示すとともに、将来目標としての指標を設定する。将来目標の設定にあたり、関係機関、関係部局、地元等のヒアリング調査を実施し、意見等の収集整理を行い、作成資料に反映すること。

(5-2) 沿線周辺市街地整備基本構想の作成

将来目標を基本方針として、沿線周辺エリアを細分化し、各ゾーンのまちづくりの方向性を示すとともに、沿線周辺の連立事業に伴う市街地整備の基本構想について、以下の例のような観点を踏まえて作成すること。

- ・土地利用計画

- ・交通計画
- ・公園緑地計画
- ・公共公益施設計画
- ・建築物整備計画
- ・その他

(5-3) 基本構想の実現方策の検討

基本構想と整備状況を照合し、整備の方向性（除却、改造、修復、保存、促進、新設等）などゾーン毎に類別し、各ゾーンについてまちづくりの基本構想の実現上の課題を抽出し、適当な整備手法について検討し、整備プログラムとしてまとめる。

(6) 埋設インフラへの対応・検討および関係者との協議・調整支援

連立事業は、埋設インフラとの干渉が課題となるため、対策立案を検討すること。またこれらを踏まえて、関係者との協議に係る資料の作成・整理など、必要となる支援を行うこと。

4 協議・調整資料作成

本業務の実施に必要な関係機関協議について、協議資料・説明資料を作成するとともに、協議結果等により適宜修正を行うこと。なお、作成における詳細事項については、本市監督職員と協議の上、作成するものとする。主な内容について以下に示す。

- ・ 庁内会議資料
- ・ 鉄道事業者との協議資料
- ・ 関係機関との協議資料
- ・ まちづくり勉強会等に関する資料
- ・ 国土交通省との協議資料
- ・ 事業計画案とりまとめ資料

5 報告書作成

『連続立体交差事業における調査検討業務委託 報告書』としてとりまとめるものとする。また、報告書（概要版）も作成するものとする。

6 設計協議

①業務着手時、成果物納入時においては原則として、管理技術者・照査技術者が立ち会い、中間打合せにおいては原則として、管理技術者が立ち会うこととする。

②中間打合せは8回とするが協議等により変更できることとし、設計変更の対象とする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。

③監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を求めるものとする。